令和７年（2025 年）11 月５日

法務省大臣官房司法法制部審査監督課企画係　御中

日本司法書士会連合会
会長　小　澤　吉　徳

「民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（案）」に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

（法務省令で定める電子決定書）
第二条
法第二条第一項第一号ハの法務省令で定めるものは、次に掲げる裁判に係るものとする。
一　上告を却下する上告裁判所の決定
二　上告を棄却する決定
三　上告審として事件を受理しない旨の決定
四　次に掲げる裁判の更正決定
イ　判決
ロ　この条に規定する裁判
五　前号の更正決定を変更する決定

【意見】原案に賛成する。もっとも、第２条に掲げる裁判類型に限らず、移送決定や文書提出命令等、手続の透明性確保や実務上の先例検索の観点から決定理由へのアクセス需要が高いものがある。次回見直しに際し、電子決定書の対象範囲の段階的拡大を検討・実施されたい。

（民事裁判関連情報）
第四条
法第二条第一項第四号の法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　当該民事裁判情報を他の民事裁判情報と区別して識別するために用いる符号その他の情報
二　判決又は決定の別その他の当該民事裁判情報に係る裁判の方式を示す情報
三　原裁判、更正決定により更正された裁判、再審により取消された裁判その他の当該民事裁判情報に関連する裁判を特定するに足りる情報
四　当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官の所属する裁判所及び部を特定するに足りる情報
五　当該民事裁判情報に係る事件の類型（知的財産に関する訴えに係る事件、労働契

約に関する訴えに係る事件、交通事故に基づく損害賠償の訴えに係る事件その他の類型をいう。）を示す情報
六　上訴があった旨の情報

【意見】原案におおむね賛成する。あわせて、仮名加工民事裁判情報について第 10 条に基づく措置（仮名加工・修正・再仮名化等）の有無・内容・実施時期を利用者が確認できるよう、当該データの修正履歴情報を関連情報として規定することを要望する。

（苦情の処理）
第十条
　指定法人は、仮名加工民事裁判情報の取扱いについて次に掲げる内容の苦情の申出があった場合には、当該苦情の処理のために必要な事項を調査し、改善が必要であると認めるときは、所要の措置をとらなければならない。
一　当該仮名加工民事裁判情報の内容が当該仮名加工民事裁判情報に係る電子判決書等（法第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録をいう。）の内容と相違すること。
二　当該仮名加工民事裁判情報が法第十三条第一項及び業務規程の定めるところにより作成されていないこと。
三　当該仮名加工民事裁判情報に含まれる情報の流通によって個人の権利利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。
２　指定法人は、前項の場合又は業務規程の定めに基づく苦情の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、当該仮名加工民事裁判情報を保有民事裁判情報その他の情報と照合することができる。

【意見】原案に賛成する。ただし、次の事項の公開・明確化を要望する。
（１）裁判の内容を理解するために不可欠な情報が不足する場合等、仮名処理の一部を削除・緩和する（いわゆる「マスキングの外し」）苦情への対応方針。
（２）苦情処理フローの提示時期及び利用者への提供前に苦情の申出があった場合の取扱い（提供の一時停止、優先審査の要否等）の具体化。

（情報提供契約の拒絶）
第十二条
　法第十条第一項の法務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。
一　情報提供契約の申込者が、業務規程に定められた法第八条第二項第二号に規定する事項を当該情報提供契約の内容とすることに同意しないこと。
二　情報提供契約の申込者が、情報提供契約を締結していたことがある者である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない民事裁判情報管理提供業務に関する料金があること。
三　情報提供契約の申込者が、業務規程で定める料金の支払方法によって、当該料金

を支払うことができないこと、又は当該料金を支払う資力を有することについて合理的な疑いが認められること。
四　情報提供契約の申込者が、法第十条第二項又は次条に規定する正当な理由により情報提供契約を解除され、その解除の日から起算して一年を経過しない者であること。

【意見】原案におおむね賛成する。ただし、現行案では、申込者が、過去の時点において申込みに関し偽りその他不正行為が認められた者であったとしても、正当な理由に基づく情報提供契約の解除後、１年が経過することにより、新たな情報提供契約の拒絶が困難となるおそれがある。そのため、申込者に過去又は当該申込みに関し偽りその他不正行為が認められた場合であり、態様・影響・再発可能性に照らして不適当と判断されるときは、情報提供契約を拒絶することができる正当な理由となることを明記されたい。

（帳簿）
第十七条
指定法人は、法第十五条の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後五年間保存しなければならない。
２　法第十五条の法務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　最高裁判所から提供を受けた民事裁判情報の件数
二　作成した仮名加工民事裁判情報の件数
三　情報提供契約に基づき仮名加工民事裁判情報を提供した相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該相手方に提供した仮名加工民事裁判情報の件数
四　受け付けた苦情の件数
五　前号の苦情の内容及び当該苦情の処理のために講じた措置
六　民事裁判情報管理提供業務に関する収入及び支出

【意見】帳簿は国民に公開されるべき情報であり、かつ法定の書類であることに照らすと、保存期間「５年」は短いと考える。電磁的記録による保存の場合、第 17 条第２項各号に定める情報の容量はごく僅かであると思われることや、指定法人に対する何らかの責任追及等が発生し得ること等を勘案すると、保存期間を伸長することが考えられる。その他は原案に賛成する。なお、苦情の処理に要した期間は規則上の公表事項としての法定化までは要しないが、実効性・透明性向上のため、指定法人において継続把握・集計し、可能な範囲で定期公表されたい。